

議案第 57 号

飛騨市犯罪被害者等支援条例について

飛騨市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 10 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための制定

飛驒市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援について、基本理念並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添い、及び権利利益を保護し、もって市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等をいう。
- (4) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪被害者等が、ひぼう中傷又は報道等により正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じた被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、名誉及び生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害の発生防止に最大限の配慮をして行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機

関等との適切な役割分担のもと、相互に連携を図りながら、市の状況に応じて法第11条から第23条までに規定する基本的施策を実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等のための施策の実施に協力するよう努めなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市犯罪被害者等支援条例（案）要旨

1 制定の趣旨

平成16年に制定された犯罪被害者等基本法により、地方公共団体は、法の基本理念のもと犯罪被害者等の支援に関し、施策を策定して実施する責務を有している。今般同法律のもと、本条例を制定することで、市で犯罪被害者等の支援を総合的に実施することを市民に明示するとともに、市民の協力を得ながら、その体制を今後安定的かつ継続的に推進していく。

2 制定の概要

犯罪被害者等基本法のもと、犯罪被害者等の支援に対する市の基本理念並びに市及び市民等の責務を定め、市が総合的に犯罪被害者等の支援を推進するという姿勢及びその基本的な実施施策を定める。

3 施行日 令和2年4月1日